

## 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

平成 年 月 日

河 南 町 長 あて

申 告 書      住所又は所在  
( 納税義務者 )

氏名又は名称

電 話 番 号 (                    )      -

地方税法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する固定資産税の減額（認定長期優良住宅）について、河南町税条例附則第6条の2第2項の規定により、下記のとおり申告します。

### 記

所 有 者 ( 納税義務者 )	住 所	
	氏名又は名称	
家 屋 に 関 する 事 項	所 在 地	河南町
	家 屋 番 号	
	種 類	
	構 造	
	床 面 積	m <sup>2</sup>
	建 築 年 月 日	平成 年 月 日
	登 記 年 月 日	平成 年 月 日
	居 住 開 始 年 月 日	
期日まで申告書を提出できなかった理由	新築年月日の翌年の1月31日までに申告書を提出できなかった場合のみ記入してください。	
備 考		

添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

#### 長期優良住宅に係る減額申告書に添付する必要書類

・ 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関が発行する認定を受けて新築された住宅であることを証する書類（認定通知等）

#### 対象となる住宅の要件について

- 1．建築時期が「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から平成24年3月31日までに新築された住宅であるもの。
- 2．住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（一戸建以外の貸家住宅の場合40㎡以上280㎡以下）のもの。なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たり床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上となるもので、かつ120㎡までの部分に限られます。

#### 減額される期間について

- 1．3階建以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後7年度分まで
- 2．一般の住宅（上記以外の住宅）・・・新築後5年度分まで